

令和5年第10回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 5年 10月 10日
筑紫野市役所 506会議室

1 開会日時及び場所 令和5年10月10日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和5年10月10日 午後4時00分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 安樂 鉄平

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 31号 農地を改良する届出について

報告第 32号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第 33号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第 31号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 32号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 33号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第 34号 非農地証明願について

令和5年第10回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：皆さん、こんにちは。ちょっと早いですが、始めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第10回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。署名委員には、3番委員の井上委員さん、8番委員の天本委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って進めてまいります。若干多ございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第31号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田159平米。届出内容については、造成計画は盛土と整地。造成高は0.5メートル。法面処理は土羽。工事期間は令和5年11月1日から令和5年11月30日までとなっております。理由としましては耕作利便のためということで、備考欄にありますように、水利承諾書について添付されております。

一応、□□さんのほうは、農地利用をしやすいようにレベルを上げて畑にして、大根やキャベツなどを作付する計画となっております。なお、今日、この後の報告あるいは議案の中で□□さんの名前が出てきます。令和5年1月10日に開催しました第1回農業委員会定例会で農政議案の第3号として農用地利用計画変更に関する意見照会で審議した内容の一つで、農用地を除外した案件でいろいろ計画されていますので、この後出てきますのでよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第9号の規定に基づく同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第32号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田51平米。届出の理由としましては、適用条項が第29条第1号です。この施行規則の内容ですけれども、農道として拡幅するという内容でございました。あと、水利関係につきましては無条件承諾ということになっておりました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第33号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

まず、番号1でございます。譲受人、佐賀県鳥栖市□□、□□。譲渡人、朝倉郡筑前町□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田257平米、合計の257平米でございます。届出内容につきましては、転用目的は敷地拡張。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。工事期間につきましては施工済みとなっています。受付月日は令和5年8月28日となっております。

なお、この件につきましては、8月7日の農業委員会の定例会の報告第27号の番号3で報告した□□、□□を個人名で届け出し直す案件でございます。

続きまして、番号2につきましては、まず、この分につきましては取り下げられています。8月31日付で届出書の提出があつておりましたけれども、9月7日付で受理通知書を交付しておりますが、9月28日付で届出の取消申請——これにつきましては、本日、当日配付資料ということでお配りをさせていただいておりますけれども、一番下にお配りしているものです。右上に当日配付資料ということで、農地法第5条の規定による届出の取消申出書ということで、届出者が□□、相手方が□□さんの分として上がっています。この分で取消申出書が提出されていますので、この案件につきましては、そういうことで報告をさせていただきます。

続いて、番号3、譲受人、東京都荒川区□□、□□。譲渡人、大阪府中央区□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田1,575平米、仮換地が1,162平米、合計

1,575平米。届出内容は、転用目的がマンション売買。契約内容は売買。構造規模は鉄筋コンクリート造。工事期間につきましては施工済みとなっております。受付月日は令和5年9月11日。備考欄にもありますように、□□の案件でございます。

最後になりますが、番号4、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、畑134平米、合計134平米。届出内容につきましては、転用目的が敷地拡張・進入道路。契約内容は売買。構造規模は舗装整地。工事期間は施行済み。なお、受付月日は令和5年9月15日となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について、3件ございますが、質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

では、4ページをお開けください。

議案第31号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしく願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田413平米。異動の内容、申請理由、相手方要望、契約内容は売買。

この□□さんという方は、現在、□□のほうで□□というのをされてあるそうです。それは何かというと、猫が1週間から10日に一遍、犬は1か月に1回と、猫とか犬に食べさせるこういう植物を作ってある方です。今借りてあるところが多分もう契約満了ということで先々移転されるんだろーと思いますけども、この図面で見ますと、6ページの□□、ここを買われてあるわけですが、この上に60.9という数字がありますが、ここにも温室が3棟ほど建っています、現在。これに行くには、ここに道路・公道とありますけども、これは筑紫野市□□の□□から□□の□□のほうへ抜けていく道です。これからちょっと中に入らないといけないので、ここにちょうど□□さんの土地があるということで、ここを買われたということだと思います。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

では、1番につきまして、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：ありがとうございます。

○委員：興味がある方は、これ、十何枚か会長のほうに預けていますので、もし欲しい方があれ

ばもらってください。

○議長：ここに置いておきますので、帰りに必要な方はお持ち帰りください。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番ですが、議案第31号の2番につきましては、□□委員さんは直接関係がございますので、□□委員さんにつきましてはこの場を退席していただいて議論いたしますので、よろしくお願いいたします。少々お待ちください。

(□□委員退席)

○議長：それでは、始めます。

議案第31号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

2番について、地区担当委員の□□番、□□委員さん、御説明方よろしくお願いいたします。

○委員：2番の説明をさせていただきます。

譲受人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□様。譲渡人、住所、氏名、東京都東久留米市□□、□□様、外1名。申請地の表示、□□、外1筆。地積平米数は、畑238平米、合計238平米。異動内容は、申請理由、相手方要望、契約内容は売買・贈与になっております。

位置図につきましては7ページをお開きください。□□、□□を渡りまして□□方面へ川沿いを上っていきますと、□□の50メートルほど手前より右折して山手の集落地に入る突き当たりの用地でございます。

字図につきましては8ページをお開きください。□□が贈与で、□□の小さい黒枠が売買ということで申請されておりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。これは□□さんの自宅のすぐ隣接した畑でございます。

○議長：よろしいですか。

○委員：何かほかにあれば。

○議長：それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、この案件につきまして質疑、意見のある方はお願いいたします。よろしいで

すかね。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

今から本人さんに入っていただきますので、お待ちください。

(八尋(雄) 副会長着席)

○議長：それでは、次に行きます。9ページをお開けください。

議案第32号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番、2番につきましては共通する部分がございますので、説明方を□□番委員の□□委員さん、併せて説明をよろしくをお願いいたします。

○委員：農地の転用許可申請について、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、□□。申請地の表示、□□、外1筆。地積、田1,617平米。申請内容、転用目的、農地改良工事。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和5年5月10日から令和5年12月25日。審議事項、農地の区分、第一種。資金の内訳、自己100%。開発許可、不要。用排水処理、該当なし。都市計画区域、市街化調整区域。

2番、譲受人、筑紫野市大字□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田1,839平米。転用目的、農地改良工事。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和5年5月10日から令和5年12月25日。農地の区分、第一種。資金の内訳、自己100%。開発許可、不要。用排水処理、該当なし。都市計画区域、市街化調整区域。

この□□さんと□□さんについては、8月に□□のほうから違反転用ということで紙が出ていたと思います。いろいろお話を進めまして、最終的には、ここはどういう土地かという、□□さんの土地は、次のページに字図があると思いますけども……、11ページを見てもらったほうが良いと思います。ここに□□と□□がありますが、その横に大きな水路があるんですが、この□□さんの土地の水路というのは、この横の水路じゃなくて、その左側に□□という数字があると思います。その横に細いあれが入っていますけども、これが水路なんですね。これが左側から流れてきまして、この大きな水路の上をパイプというか、木で作った箱ですけど、それで渡ってここに行くような形になっています。ここの□□というのがもう水田は早くにやめてありまして、すごく猪とかで水路が荒れてしまって、もう何年も前からここは放棄地になっていたんですね。

それから、その上に□□と、84.5とあります。これが□□さんの水路になるわけですが、12ページを見てもらいますと、ここに字図というのがありまして四角で囲ってあります。この色を塗ってあるところが□□さんの□□という土地なんです、その大きな水路の横に、これのちょうど左端から字図の四角で囲ってある左下、ここに黒い細い線があります。これは約100メートルの水路があるんですが、この大きいほうの水路が何年前かの大雨で山崩れがあつて、もう常に土砂が流入してこの水路がもうほとんど使えない状態で、ここも放棄地ということで、本人たちのあれで違反転用になりましたけども、申請が出ていなかったのも、きちんと始末書からそういうもの全て提出をいただきまして、もう水田としては使えないということで、ここに樹木栽培をするということで、ミカンの木とか柿、栗、そういうふうな、水田じゃなくて農地としては樹木栽培をするということで申請が出ています。

以上です。

○議長：どうもお疲れさまでございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、□□委員さんが説明されたとおりでございますので、特段ございません。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、皆様方、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、同じページでお願いします。

議案第32号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

3番につきまして、□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：続きまして、3番の譲受人、筑紫野市□□、□□。結局、農転の4条申請ですので、場所は□□、外1筆ということで、面積が田1,120.66平米。転用目的が農家住宅。構造規模、木造2階建て。工事期間が令和5年12月1日から令和6年5月31日。農地の区分、第一種。資金の内訳、借入金100%。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付ありです。都市計画区域、市街化調整区域になっております。

場所は、14ページに位置図がありますけども、□□、通称□□の□□の近くであります。□□のほうにバス路線が行っておりますけども、その□□の交差点というのがちょうど真ん中になります。その、地図でいくと南側の、住宅がずっと両サイドにありますけども、ここの四角で囲んであります脇道に入っていくと、その突き当たりになります。現況は、もともと田で、米を作っている農地でありました。

字図的には、15ページにありますけども、もともと広い一筆の土地だったんですけども、もうこれは分筆して、現在この□□の1,120.66平米で筆界をされております。先ほど最初のほうに説明がありました農地の土地改良とか届けのほうで報告がありましたように、農家住宅を建てるために、線引きで切った畑を残すための農地改良とか、あとは、さっき言いました農道整備のために分筆されたのが字図に載っておりますけども、先ほど、今年の初めにあった県に上げるための意見聴取のときに、この案件は過去の資料を見てもらうと上がっていると思います。

この字図でいきますと、報告の第31号の農地、畑に農地として分筆されたところが□□、黒くなっているところの一番下のところが先ほど報告でありました□□の場所になります。面積が159平米の田のところですね。実際は、多分、畑として利用されると思います、先ほど話がありましたように。あと、地番の□□と□□は、先ほど報告の32号でありました□□ですね。□□のために、セットバックといいますか、下がって、□□を広げるためにここも分筆されて、そういう形で□□用地を確保されてあります。

あと、□□というのは、これは市道かと思いますが、この□□を農家住宅ということで宅地にされますので、道幅の関係等で、□□の先、隅切りみたいな感じですけども、ここは最終的に市に寄附するという事になっております。

ここは2世帯住宅で建てる予定なんですけども、今住んである□□というのが仮住まいのところになりまして、もともと農家で田んぼとかたくさんされてありますので、前回の意見聴取のときにもありましたように、この□□に□□の□□で、□□の方も子供さんがおられますけども、同居されて、将来的に農業を継ぐということになっておりますということで話を聞いております。北側にその住宅を建てまして、南側のほうには農業倉庫を建てる予定で考えてあります。

そういう状況で、仮住まいが今狭くて、そういう農機具も一緒に置けませんので、いろいろ諸事情によってそういう形で、今回、農家住宅ということで、調整の農地ですけども申請が上がっていることになっております。そういう採決でお願いしたいということで、今回、転用許可の申請が上がっておりますので、よろしくお願いします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：ただいま□□委員からも説明がありましたように、一応、農家住宅のほかに、農業用

倉庫とか、あと、育苗等の農作業用地の部分とかも確保されていますので、ここの面積が1,000平米を超えていますけども、これだけの面積が必要という案件でございます。これは都市計画法でも認められているというふうに聞いております。

以上で終わります。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、16ページをお開けください。

議案第33号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

まず、1番について、地区担当委員であります□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：1番の御説明をさせていただきます。譲受人、住所、氏名、□□、□□。譲渡人、住所、氏名、□□、□□様。申請地の表示、□□。地積平米数は、畑366、合計366。申請内容は、転用目的、車両置場。契約内容は売買。構造規模、整地。工事期間、令和5年11月1日から令和5年11月30日。審議事項といたしましては、農地の区分、第三種。それから資金の内訳は自己100%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域でございます。

位置図につきましては、17ページをお開きください。□□の□□の信号より左折いたしまして、50メートルほど入ったところからまた左折いたしますと、この黒塗りの用地がございます。

字図、18ページを御覧ください。住宅地の中に□□番地は畑として残ってございましたけれども、今度、車両置場ということで購入希望がされております。車を輸送するちょっと大きい車を駐車したり車を何台かとめさせていただくような形ということで、隣地承諾も得てありますので、御審議のほどをお願いします。

○議長：ありがとうございました。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：こちらの譲受人の会社ですけれども、新車・中古車とかの販売とかをするほかに、不動産とか飲食店とかいろいろ業種として挙がっているんですけれども、今回は新車・中古車の販売店ということで、□□のほうに置けない分をここに置くための駐車場ということになっていま

す。あと、用排水路の条件付というところですけども、内容につきましては、雨水については道路側溝に流すことということで条件がついておりましたので、補足させていただきます。

以上で終わります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。2番につきまして、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：譲受人、□□、□□、□□。譲渡人、□□、□□。□□。田544。転用目的は資材置場、一時使用になっております。契約内容は使用貸借。構造規模、現況のまま利用。工事期間、令和5年10月31日から令和5年12月20日まで。農地の区分は第二種。資金の内訳は自己100%です。建蔽率は必要ありません。開発許可、不要。用排水処理は承諾書付です。都市計画区域、市街化調整区域になっております。

これは□□の東側になると思うんですけども、□□の開発に伴う工事を始める前の準備をするための資材置場に使ってあるそうです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いいたします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

それでは、その次、最後のページですね。21ページをお願いいたします。

議案第34号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1 番につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

申請人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。畑の864平米。申請内容につきましては、当該地は昭和58年より耕作放棄地となっており、現在、山林、竹林となっております。そういうところであります。

22ページをお開けください。場所ですが、□□の前にある斜めに上がっている道が□□です。□□のところから左に入りまして、これ□□になります。そして、真っすぐ突き抜けていきますと、□□の入り口のほうに向かっております。そのちょうど突き当たりの部分のほうに広い家が2軒あって、その家の裏側、そして、その後ろに縦に細長く線がずっと入っていますが、これが□□になります。ちょうど挟まれた場所で、前のほうが白く……、字図を見ましようか。すみません。

次の23ページの字図を見ていただきますと、□□というのが真ん中よりちょっと上寄りにあると思います。これがその方のお父さんの家です。今現在、亡くなられてまして、息子さんも亡くられています。奥様が引き継がれるということだと思いますが、その裏に畑として使われていた土地があったんですが、ずっと耕作放棄地となるような土地でほったらかしてあります。面積が若干大きゅうございますが、ちょっと扱いようがないということで、非農地証明が上がってまいりました。そういうことで、仕方なかろうということでやっております。

ですから、黒い斜線の部分、周りを縁どった部分の左側が鉄道なんですね。そういうところがございますので、できましたら非農地としてぜひ認めていただきたいということで出されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いいたします。

○事務局：現地のほうはもう竹林になっておりまして、もう非農地扱いにせざるを得ないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するこ

といたします。

それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしましたので、以上をもちまして令和5年第10回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。